



広報

# 川越

■発行所 川越市役所 ■電話 川越 (0492) 24-8811(代) ■発行人 川越市長 加藤 龍二 ■編集 企画財政部企画課



## 警報以上の発令は 航空機でお知らせ

### —光化学スモッグの発生期—

#### 症状がでたら 公害課 保健所へ通報

今年も光化学スモッグが発生しやすい季節になりました。県内では、すでに四月十二日に予報が発令されました。

市では、こうした状況の中で県と協力して測定体制を整え、測定結果はテレメーターで県の公害センターへ送っています。

県では、県下各地から送られたデータをもとに、光化学スモッグ注意報や警報などを発令します。

警報が発令になりますと、市では下表に示す方法で市民のみならずにお知らせします。

光化学スモッグの原因は、主として自動車の排気ガスや工場・事業場等のばい煙から排出される炭

化水素・窒素酸化物が強い紫外線のもとで光化学反応を起こし、大気中のオキシダント(オゾン等の酸化性物質の総称)の濃度が高くなり、これが亜硫酸ガスなどと混合して発生するといわれています。

この現象は、風が弱く、しかも日ざしの強い日中に発生することが特徴で、四月から十月にかけてが発生時期といえます。もし光化学スモッグ警報が発令されたときは次のことに注意してください。

▽目やのどに刺激を感じたときはすぐ水で洗眼やうがいをする。

▽学校、幼稚園、保育園等では、状況に応じ屋外での運動を控える。

▽一般の方もなるべく屋外に出な

いようにする。

#### 光化学スモッグの周知方法

	発令基準	発令等の周知方法	
	オキシダント濃度	学校等	一般
注意報	0.15 ppm以上	電話連絡	広報車(一部地域)有線放送等
警報	0.25 "	航空機による放送	
重大緊急報	0.50 "		

\*なお解除については、夕方になれば自然に光化学スモッグはなくなるといわれていますので、放送は省略します。

#### 原因不明の光化学スモッグ

オキシダント以外にも新物質?

光化学スモッグの主な物質はオキシダントといわれるものです。この物質は非常に不安定なもので、部屋の窓を閉め外気が入らないようにすれば、被害からのがれられます。

しかし最近発生した光化学スモッグは、オキシダント以外の物質によるものではないかともいわれていますが、まだはっきりした原因はわかっていません。

光化学スモッグによると思われる症状が発生したときは、すぐ市役所公害課(☎24-8811)へ、内線(三三-一)二、または川越保健所(☎24-0380)へご連絡ください。

#### 主な内容

- 光化学スモッグの発生期、納期のご案内 ..... 1 P
- 地方税法・市税条例の一部改正、特別土地保有税の申告と納税、なくそうLPガスの事故、昼休みの窓口業務を廃止ほか ..... 2~3 P
- 保留地の公売、福祉年金証書の提出、国民年金の現況届の提出、障害福祉年金の範囲拡大、貸家の水洗化は所有者の義務、参議院選挙の標語募集、同和問題をみんなで考えようほか ..... 4~5 P
- 写真ニュース、まちのひろば ..... 6~7 P
- 巡回市民相談、排水設備技術者資格認定登録試験、スポーツ講座、南公民館の講座案内ほか ..... 8~9 P
- 川越の歴史、季節の話題、愛のプレゼント、図書館だより、短歌だより ..... 10 P



#### 納期の ご案内

※今月は、固定資産税・都市計画税第一期分と軽自動車税全期分の納期です。

※5月末日までに納めましょう

このほど地方税法の一部改正に伴い、川越市税条例の一部が改正されました。今回の改正の対象になるものは個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、電気ガス税などで、昭和四十九年度からそれぞれ適用されることとなります。おもな改正点は次のとおりです。

# 所得控除の引上げ・税額のすえ置きなど

## 市民税 固定資産税

### —地方税法・市税条例の一部改正—

#### 控除額の引上げなど

##### —個人市民税—

▽各種控除額が別表①のように改正され、税負担の軽減が図られています。

▽所得税の青色申告をしたかたで、みなし法人課税を選択した場合、市民税についても、自動的にこの課税方法が適用されます。

この制度は、個人企業に事業主報酬給与の支払を認め、企業と家計との経理を明らかにし、経営の合理化を図ろうとするもので、法人に準じた課税方法になっています。

適用は昭和四十九年度から昭和五十四年度までです。

▽個人の不動産業者の土地譲渡益に対する課税が、分離短期譲渡として、所得税と同じ方法で行われます。

▽市街化区域内のA・B農地を譲渡した場合の長期譲渡所得が次のとおり軽減されます。

昭和四十九年度 2.7100 (3.4100)  
昭和五十一～五十二年 3.4100 (4.1100)  
※ カッコ内は一般の場合

#### 税率の引上げ

##### —法人市民税—

▽法人税割の税率が現行9.100から12.100に引き上げられます。

この新しい税率は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度から適用されます。

#### 減免範囲の拡大

##### —軽自動車税—

▽これまで身体の不自由な方に対する軽自動車税が免除されていたが、新たに、精神障害がある方のうち療育手帳(みどりの手帳)に障害の程度がA(重度)と記されている方についても、免除されることとなります。

#### 免税点の引上げなど

##### —電気ガス税—

この税は、使用料金を支払うと同時に徴収されていますから、お支払いにならない方もあるかと思いますが、一定額以上を使用した場合に課税されています。

▽免税点が電気税については千円から千二百円に、ガス税については千二百円から二千七百円に、それぞれ引き上げられます。

これは昭和四十九年六月一日以後に使用する電気およびガスから適用されます。

▽ガス税の税率が6.100から5.100に引き下げられます。

これは、昭和四十九年十月一日以後に使用するガスから適用されます。

#### 住宅用地の税額すえ置きなど

##### —固定資産税—

▽一戸当り二百平方メートル以下の小規模な住宅用地(二百平方メートルを超えるものは二百平方メートルの部分)の固定資産税は、昭和四十九年度および五十年年度に限り、評価額の二十五%を課税標準額として計算した税額になります。ただし、この税額が昭和四十八年度の税額より多いときは、昭和四十八年度の税額がそのまますえ置かれます。(別表②参照)

▽個人が所有する非住宅用地の固定資産税の大幅な上昇を緩和するために、昭和四十九年度および五十年年度の税額は、それぞれ前年度の一・五倍にとどめることとなります。

#### 貸家を建てるおと心得

##### A農地・B農地に

市街化区域農地のうち、A農地およびB農地を持つている人が、指定期間内にこれらの土地に貸家住宅を新築した場合は、固定資産税が軽減されます。

この軽減を受けるには申告が必要ですから、忘れずに申告してください。

方法があります。ただしこれらの人も、相続を除いて、申告が必要ありません。

二、税額  
土地の取得価格に1.100を乗じた額から固定資産税額を差し引いた額です。

三、申告受付場所  
川越市役所資産課です。

四、非課税、徴収猶予等  
相続による取得などのように、形式的な取得は原則として課税されません。

また、取得した土地を優良宅地で、あるいは住宅を建築し適正な価格で譲渡するような場合は、一定期間の徴収猶予あるいは免除の額です。

当該者は、もれなく申告してください。

※ 細かいことは資産税課土地係(☎24)一八八二一内線八四四、八四五へお尋ねください。

三、指定期間  
昭和四十八年九月二十九日から昭和五十一年三月三十一日までの期間です。

四、申告  
毎年一月三十一日までに申告しなければなりません。本年度に限り、五月三十一日までとなっていますので、お忘れなく申告してください。

申告受付は資産税課で行っています。

※ 細かいことは資産税課(☎24)一八八二一、内線八四四～八四七へお尋ねください。

#### 別表② (小規模住宅用地の税額計算例)

年度	昭和48年度		49年度		50年度	
	課税標準額	税額	税額	税額	税額	税額
A町住宅用地 165㎡(50坪) 昭和49年度評価額 100万円	円	円	円	円	円	円
	150,000	2,100	2,100	(4,200)	(7,000)	2,100
B町住宅用地 165㎡(50坪) 昭和49年度評価額 100万円	円	円	円	円	円	円
	500,000	7,000	3,500	(7,000)	(7,000)	3,500

#### 別表③ (個人所有非住宅用地の税額計算例)

年度	昭和48年度		49年度		50年度	
	課税標準額	税額	税額	税額	税額	税額
A町非住宅用地 165㎡ 昭和49年度評価額 100万円	円	円	円	円	円	円
	150,000	2,100	4,200	(8,050)	(14,000)	8,400
B町非住宅用地 165㎡ 昭和49年度評価額 100万円	円	円	円	円	円	円
	400,000	5,600	8,400	(9,800)	(14,000)	12,600

#### 別表① (単位:円)

区分	現行	改正後
基礎控除額	160,000	180,000
配偶者控除額	150,000	180,000
扶養控除額	120,000	140,000
"	140,000	140,000
(配偶者がいない第1人目)	160,000	160,000
老人扶養控除額	140,000	160,000
寡婦控除額	120,000	130,000
老年者控除額	120,000	130,000
障害者控除額	120,000	130,000
特別障害者控除額	140,000	160,000
勤労学生控除額	120,000	130,000
白色事業専従者控除額	170,000	192,500
寡婦・老年者・障害者・未成年者非課税限度額	430,000	500,000

(注) 別表②、③でカッコ内の数字は改正前の算定方法によるもの。またA町とB町の税額の相違は昭和38年当時の評価額が異なるため。

## 五月中にお済ませください

# 特別土地保有税の申告と納税

昨年特別土地保有税が創設され昭和四十四年一月一日以降取得した土地で、毎年一月一日現在、五千平方メートル以上の土地を所有している人は、取得価格の一・四%の保有税を納めていただくことになりました。該当者は五月三十一日までに、必ず申告し納税してください。

一、申告をしなければならない人

昭和四十四年一月一日以降市内の土地を五千平方メートル以上取得し、昭和四十九年一月一日現在この土地を引き続いて所有している人です。(現在どのようになっているか、あるいは個人法人の別を問いません。)

したがって、該当期間内に五千平方メートル以上の土地を取得しても、売ってしまつて昭和四十九年一月

一日現在五千平方メートルに満たなくなつていない場合は申告の必要がありません。

二、税額  
土地の取得価格に1.100を乗じた額から固定資産税額を差し引いた額です。

三、申告受付場所  
川越市役所資産課です。

四、非課税、徴収猶予等  
相続による取得などのように、形式的な取得は原則として課税されません。

また、取得した土地を優良宅地で、あるいは住宅を建築し適正な価格で譲渡するような場合は、一定期間の徴収猶予あるいは免除の額です。

方法があります。ただしこれらの人も、相続を除いて、申告が必要ありません。

※ 細かいことは資産税課土地係(☎24)一八八二一内線八四四、八四五へお尋ねください。

三、指定期間  
昭和四十八年九月二十九日から昭和五十一年三月三十一日までの期間です。

四、申告  
毎年一月三十一日までに申告しなければなりません。本年度に限り、五月三十一日までとなっていますので、お忘れなく申告してください。

申告受付は資産税課で行っています。

※ 細かいことは資産税課(☎24)一八八二一、内線八四四～八四七へお尋ねください。



LPガス(プロパンガス)が一般家庭で燃料用として使われはじめたのは昭和三十年頃からですが、その後急速に普及し現在では全国の半数以上の家庭で利用されています。

LPガスは火力が強く、持ち運びが簡単にできるなど大変便利なものですが、ちよつと油断すると爆発、火災あるいは不完全燃焼による一酸化炭素中毒と思

## ふだんの心がけでなくそうLPガスの事故

けがない惨事を引き起こすおそれがあります。

昭和四十八年に埼玉県内で起きたプロパンガスの事故は七十八件、死亡者六人、重軽傷者百二人となつていますが、そのほとんどは不注意によるものです。

ふだんの心がけで、事故を未然に防ぐようにしましょう。

プロパンガスの使用にあつては、いつも次のようなことを心がけてください。

- 外出時や就寝前には元栓も閉めましょう。
- 火が着いたかどうか確かめましょう。また赤い炎で不完全燃焼していないかをときどき注意しましょう。
- 元栓やガス器具とゴムホースとの接続は、必ずホースバンドで締め確実にしましょう。
- 使っていない元栓には、必ずゴムキャップをつけ、ホースバンドで締めましょう。
- ガス器具を使用するときは、窓を開けるなど換気に十分気をつけましょう。
- ゴムホースはできるだけ短かくして、ガス器具と触れないようにしましょう。
- ガス器具を使っているときは

## 市民のみなさんへお願い

### 6月1日から昼休みの窓口業務を廃止

従来市役所の窓口は来庁者の便を考慮し、昼休みの時間にも開庁してきまして、六月一日から緊急やむを得ないものを除いて、正午から午後一時までの昼の休憩時間には窓口業務を休むことになりましたのでお知らせします。これは職員健康管理および他の官公署などのいっせい休憩等を考慮して行うものです。

最近各種企業で週休二日制の実施に踏み切るところが増え、具体的に休日を増やす傾向等も見られる折から、この措置に対しましてご理解とご協力をお願いいたします。

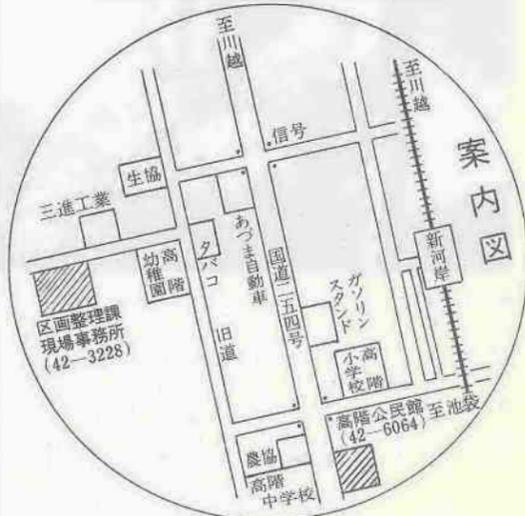
#### もしものとき

もしガスがもれているのに気づいたり、不完全燃焼のために頭痛、はき気がするような場合は、次のような処置をとってください。

- 一 器具のコックや元栓を閉める。
- 二 附近の火気を一切消す。
- 三 窓や戸を全部静かに開けてたまたまのガスを外に追い出す。

※この場合、扇風機、換気扇などの電気器具の使用は、爆発の原因になりますので、絶対にやめてください。ほうきなどで掃き出すように追いつくのが効果的です。

# 保留地公売のお知らせ



市で施行している高階第一土地区画整理事業の保留地を、次の要領で公売します。  
 公売する土地…大字砂新田地内の6区画  
 公売方法…一般競争入札で最高価格者に公売します。

### 条件

- ① 入札は一世帯一區画。入札に参加できるのは、市内および県内に引続き3ヵ月以上居住する方。または県外から市内に勤務している方です。
- ② 不動産売買を営む方および今までに市施行の土地区画整理事業の保留地を取得した方は参加できません。
- ③ 落札した保留地は、2年を経過しないと権利の譲渡はできません。
- ④ 土地代金は落札後30日以内に納入してください。

現地案内と説明会…5月23日(木)午前10時と午後1時の2回行います。会場は区画整理課の現場事務所(大字砂新田315~5、☎42-3228)です。

入札期日…5月25日(土)午前10時から高階公民館(大字砂新田16~3、☎42-6064)で行います。入札参加者は必ず認印をお持ちください。

※公売土地の地積、最低価額、入札保証金は次の表のとおりです。

※このほかくわしいことは、市役所区画整理課(☎24-8811内線561~5)へお尋ねください。

番号	地積	最低価額		入札保証金
		m <sup>2</sup> 当り単価	金額	
1	248.03m <sup>2</sup>	43,501円	10,792,000円	500,000円
2	76.03	40,694	3,094,000	200,000
3	80.07	44,723	3,581,000	200,000
4	290.00	48,528	14,073,000	700,000
5	178.20	47,312	8,431,000	400,000
6	73.26	42,574	3,119,000	200,000

※なお5番は、木造プレハブ平家住宅付(52.8m<sup>2</sup>、昭和47年建築)です。

## 忘れずに提出しましょう

### 福祉年金(老齢特別給付金)の証書

現在受給している福祉年金(老齢特別給付金)は五年度の支払いで満了となり、四十九年度の年金を受け取るためには、改めて裁定(受給資格の確認)が必要になります。そこで今年も下表の日程で裁定を行いますから、年金証書をお持ちになって会場へおいでください。なお、年金証書の提出には次のことに注意ください。

- ① 受けられる年金は、必ず指定郵便局で受領してから年金証書
- ② 提出してください。
- ③ 受給権者が死亡していたり、住所、扶養義務者等に変更があった場合は申し出てください。(この場合、印鑑が必要です)

### 国民年金の現況届

障害・母子・遺児・寡婦年金などの国民年金(老齢・通算老齢年金は除く)を受けている人は、毎年五月二十日までに「国民年金受給権者現況届」を提出していただくことになっております。該当する方には、現況届の用紙

福祉年金裁定の日定

月日	場所
5月13日(月)	六軒町 公民館
14日(火)	菅原町 "
15日(水)	新宿町 "
16日(木)	市役所保険年金課
17日(金)	各出張所

※時間はいずれも午前10時から午後3時までです。

出年金が発足した昭和三十六年四月当時、すでに障害者であった時または二十歳になる前に病気やケガがもとで障害者になった時などに支給されます。

従来、支給対象は一級障害者のみでしたが、四月から比較的程度の軽い二級障害者にも年額六万円の障害福祉年金が支給されることになりました。

なお、二級障害の程度とは概ね次のものをいいます。

- ▽両眼がかすかに見える。
- ▽耳もとで話すことが聞える。
- ▽流動食以外食べられない。
- ▽声を出すことができず自分の意志を身ぶりや書いて伝える。
- ▽片足の機能に著しい障害がある。
- ▽内部疾患で安静度表の三〜四度程度のもの。
- ▽精神障害で日常生活に家の人の助けを必要とする。

※お尋ねは市役所保険年金課(☎24-1881内線二六五〇八)へ。

## 痴漢にご注意

### 被害にあったらすぐ110番

春から夏にかけて痴漢の出没が多くなります。

最近、川越市内においても、勤め帰りの女性、買物帰りの主婦、さらに小・中学校の女子生徒に至るまで痴漢に襲われるケースが多くなってきました。

警察では、痴漢対策に全力をあげていますが過去の事例からみても、警察に届かないで悩んでいた、世間話をばかかって泣き寝入りしているなど、表面に出ない事件がかなりあります。

- 近くに発生した性犯罪や通動途上に出没する痴漢のニュースに注意する。
- 肌をむきだしにした服装やハデな服装は避ける。
- 道を聞かれた場合は、その場で教え、不用意に同道しない。
- 「ドライブしよう」、「家まで送ります」などと自動車で誘われた時は、きっぱり断る。
- 夜の一人歩きはしない。やむをえない場合は人どりの多い明るい道を選ぶ。
- 帰宅時間が遅い時は、家の人にむかえにきてもらうなど、方法を講じる。
- 非常時に役立つ防犯ブザーを携帯する。

## 貸家の水洗化は所有者の義務です

下水道処理区域内にあるくみ取り便所は、その処理開始の日から三年以内に水洗便所に改造することが義務づけられています。このため別図の処理区域内にお住まいの方は、六月二十三日までに改造していただくことになっております。

下水道処理区域内にあるくみ取り便所は、その処理開始の日から三年以内に水洗便所に改造することが義務づけられています。このため別図の処理区域内にお住まいの方は、六月二十三日までに改造していただくことになっております。



川越市元町一三二一  
川越市選挙管理委員会あて  
締切り五月二十五日(当日の消印有効)

## 参院選・啓発標語を募集

参議院議員通常選挙が近づいてきました。そこで川越市選挙管理委員会では、一人でも多くの投票参加を呼びかけるとともに、選挙を明るくするための啓発標語を、次の要領で募集します。有権者の胸を打つような名作をお寄せください。

応募：自作で未発表のもの。官製ハガキ一枚に一句、一人二枚まで。ハガキには住所、氏名、職業、年齢を記入してください。

賞金  
 一等一名、五千元  
 二等二名、各三千元  
 三等三名、各一千元

発表：六月十日発行の広報川越

選挙管理委員会人事  
 四月六日付  
 一 四月六日付  
 一 四月六日付

## 保健所の健康相談

五月から日程が変更  
 川越保健所の健康相談は五月から次のように日程が変更されました。

乳児相談：毎月第二火曜日、午後一時から二時。四ヵ月未満の乳児が対象。

療育相談：毎月第二・三水曜日、午後一時から二時。診察、X線検査、知能テストなど。

精神衛生相談：毎月第三水曜日、午後一時から二時。

一般健康相談：毎週木曜日、午前九時から十時。X線、尿、血圧、血液型、寄生虫検査など。

母性健康相談：毎月第三木曜日、午後一時から二時。診察、血圧測定、尿検査など。

成人病相談：毎月第一・三金曜日、午後一時から二時。予約制。尿、血液検査、心電図、眼底検査、血圧測定など。

※くわしいお尋ねは、川越保健所(☎24-1038)へどうぞ。

## 同和問題をみんなで考えよう

これは、日本の歴史のなかで同和問題がいつどうして発生したのか、どのような経過をたどってきたかを考え、正しい理解をした上で、部落差別を完全に解消しようとするシリーズです。

大化の改新と差別  
 大和國家ができたころから、身分差別がはげしくなりました。七世紀に行われた大化の改新によって、身分制はなくなり、法律が完成して律令制度の体制ができました。その中で、すべての民衆が「良」と「賤」に区別され、差別されることになったわけですが、しかし「良」と「賤」の区別は、口分田(くぶんでん)を与えられた代りに、(租)と庸(よう)、調(ちよう)という税や雑徭(ぞうよう)、兵役という労役などさまざまな義務を負わされ、自分の口分田から取れる米だけでは食べていくことができず、貴族や寺社の土地を小作してやっと生活していました。したがって「賤」とされた奴隷によって

は、一層ひどい状態でした。民衆の抵抗と荘園の成立  
 生活に打ちひしがれた農民は土地をすて、賤民は主人をすてて逃げだすことが多くなり、律令の政治に抵抗しました。

一方、八世紀の中頃、開闢した田の永年私有が認められてからは、土地の開闢が非常に盛んになりました。財力の豊かな貴族や寺社は、逃げてきた農民などを使ってどんどん新しい土地を開闢していききました。地方の豪族たちも、開闢した土地を中央の貴族や寺社に寄進し、年貢を払うかわりにそれらの土地の支配権を認めてもらうようになりました。こうしてできた私有地が荘園(しょうえん)といわれるものです。荘園が増えるにつれて、国有地制度を基にした律令体制はくずれていききました。支配者は私有地の拡大を何とか防ごうとして、十世紀のはじめに「荘園整理令」と「奴婢解放令」を相ついで出しました。しかし法律上では解放された賤民に土地は与えられなかったため、実際には荘園の領主などに使われていたそれまでの生活と少しも変わりませんでした。

武士の登場  
 最初、荘園の領主は中央の貴族や寺社だったのですが、律令制がくずれるとともに、土地の直接の開発者である土豪の力が強まってきました。かれらは、自分の土地や農民を守るために武装をしまし、これが武士の起こりです。もともとは領主の手下だった武士がやがて大武士団に成長します。



### 人々の幸福を願って

—石原のささら獅子舞—

慶長十二年(一六〇七)に始まったと伝えられる石原のささら獅子舞が、四月二十日・二十一日の両日行われました。この行事は悪魔払いとして知られる川越地方の代表的獅子舞です。

当日は、観音寺へ奉納したあと人々の幸福を願って町内をねり歩きました。



### 雨の日でも安心

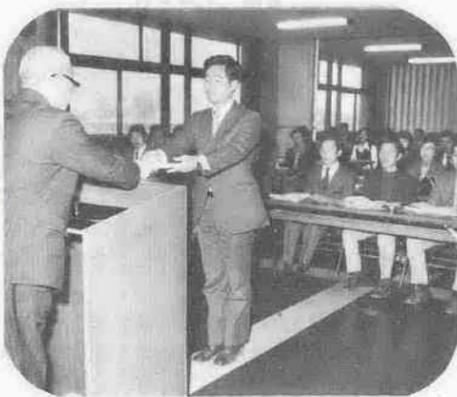
—仙波小体育館完成—

4月20日、仙波小体育館竣工式が行われました。この体育館は、昨年7月末工事を着工、完成が待たれていたものです。鉄骨造り一部2階建てで放送室、更衣室、ステージ等を備えた立派なもので、児童たちは、これで雨の日も安心して体操ができるとよろこんでいます。

### よき友人・よき先輩として

—青少年相談員委嘱式—

四月二十一日、市民会館で昭和四十九年度市青少年相談員委嘱式が行われました。この相談員制度は、青少年のよき友人、よき先輩として青少年の健やかな成長を手助けする目的で昭和四十年から発足したものです。今回委嘱されたのは八十八人(新・五十七人・再・二十三人)で、今後二年間の任期中活躍が期待されます。



### かわいがってね!

—松虫子ども会が記念植樹—

4月20日、泉小校庭へ下小ヶ谷松虫子ども会の児童と父兄が記念植樹を行いました。これは、今年新設された今成小へ同子ども会児童が通学するため、お世話になった泉小に、今までのお礼と泉小で学んだという記念に「紅ボタン桜」2本を植えたものです。児童たちは今成小へ行っても、一生けんめい勉強したいと張り切っていました。

## 写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。



## まちのひろば

### 文化財めぐり

—豊田本婦人学級—

豊田本婦人学級では、学習の一環として、四月四日、鎌倉の文化財めぐりを行いました。当日は約四十人の学級生が参加、鎌倉宮、覚園寺、鶴岡八幡宮、長谷観音等を見学、参加者たちは熱心に説明を聞いていました。

### 増形で映画会

四月二十六日、増形公民館で増形映画会を行いました。この映画会は大東地区を巡回しているもので、今回はお年寄りが対象で約五十人が参加、すばらしい松おじさん、おばあちゃんがんばるを上映、その後、話し合いが行われ活発な意見が出ていました。

### 駅の清掃は

おれたちの手で

—南古谷和楽会—

南古谷地区内に住む青年男女を中心につくられている南古谷和楽会、田中吉則会長・会員二十九名では、地域の奉仕活動の一つとして、三年ほど前から国鉄川越線南古谷駅(垂沢浩一駅長の清掃を毎月一回行っています。これは四十五年の国鉄合理化で駅員が減らされたために、日常業務に追われて駅舎内外の清掃まで

### 囲碁・将棋クラブ結成

—大東地区の有志で—

四月十八日、大東公民館で、囲碁クラブと将棋クラブの結成式を行いました。このクラブを結成することになったのは、去る三月二十四日、大東公民館で開いた、囲碁・将棋大会を機会に有志が話し合っただけで、クラブ結成にこぎつたものです。このクラブは、大東地区内に住んでいる方ならどなたでも入会できます。入会手続は、大東公民館(☎049-0100)に各クラブの発起人へどうぞ。

### 埼玉県引揚者の手記が発刊

—のしんが—

このほど埼玉県引揚者連合会が「埼玉県引揚者の手記」を出版しました。この本は、昭和史の鮮烈な断面、引揚者たちの血の出るような記録集です。希望者は中野吾郎(川越市大字南田島一三〇九、☎049-15428)までどうぞ。

### 狭山湖畔へハイキング

—大東ひのきの会—

大東ひのきの会(会員数四十三人)では、四月十四日、会員三十人が出席して狭山湖畔へハイキングに行きました。同会は、毎年活発な活動を行っており、今年も、五月には子ども会と一緒でソフトボール大会、八月には山の家キャンプ、十月には運動会と盛りだくさんの行事を予定しています。

### バス二台を設置

—集会場・図書館用—

霞ヶ関住宅団地内にバス二台を設置されています。このうち一台は、市が東武バスから払下げを受け、霞ヶ関住宅団地自治会(会長、栗原梅吉氏)の集会場として使っていたために設置したもので、もう一台は、野口勇造氏(川越市子ども会育成団体連絡協議会副会長)が、やはり東武バスから払下げを受け、霞ヶ関小中地区子ども会に寄付し、設置したものです。

### 新会員の歓迎会

—福原青年会—

四月二十一日、福原小中体育館で、福原青年会(会長、鳴河敏夫さん)の、新入会員歓迎会が行



なかなか手がまわらないのを見かねた会員が、自発的に買って出たというものです。小雨が降る四月二十一日の日曜日にも、プラットホームの清掃や生垣の刈り込みに、約二十名の会員が元気に精を出していました。



あなたやあなたの家庭で、日常生活の中で生じるいろいろな問題のうちで、何かお困りのことや心配ごとはございませんか。

弁護士、行政相談委員、民生委員、建築士、学識経験者の方々および市の職員があなたの相談相手となり、少しでも早く悩みごとが解決できますようお力添えをいたします。

巡回市民相談

南古谷公民館で

5月27日(月)

会場：南古谷公民館(大字今泉三丁目)  
 二、南古谷出張所に併設、(35)一五(一九)

相談は無料、また秘密は厳守します。

市、県、国の行政全般に対する要望、苦情等。

行政相談

市、県、国の行政全般に対する要望、苦情等。

一般相談、親族、相続、借地、借家などの家庭生活や社会生活上の相談。

法律相談

専門的な判断を要する法律問題等についての相談。

犬をお飼いの方々に

お宅では、昭和四十九年度の犬の登録と狂犬病予防注射は済みですか。

歯の衛生週間に無料フッソ塗布

は取消します。また、工事経歴証明者については、現在所有している資格を剝奪することがあります。

排水設備技術者の資格認定登録試験

排水設備技術者資格認定登録試験申請書に、関係書類を添付し、受験費用を添えて、五月三十一日までに下水監理課へ申込みください。

婦人学級

期間…5月21日(火)から7月30日(火)までの、毎週火曜日、午後1時30分～3時30分。



対象…市内在住、在勤の婦人。定員60人  
 受講料…無料。ただし運営雑費に300円。  
 申込…5月17日(金)までに南公民館へ。

※以上3講座はいずれも南公民館で開かれます。詳細や不明な点は南公民館(脇田本町1-2, ☎43-0038)へお問合せください。

妊婦教室を開きます

会場…中央公民館(三久保町18-3)。  
 日程…5月13日=妊娠の生理と保健衛生、妊産婦の受診と諸制度。同20日=妊産婦の栄養、赤ちゃんの扱い方。家族計画と受胎調節。同27日=お産の準備、分娩のなりゆき、産じょ期、赤ちゃんの衣類、お風呂の使い方。

※最終日には、お話のあとみなさんの質問にお答えする時間もあります。  
 ※いずれも月曜日、午後1時30分から4時までです。  
 ※あらかじめ電話で、衛生課保健係(☎24-8811, 内線256-7)へお申込みください。

曜日(正午まで)の間、川越商業高校事務室および市教委社会教育課に申込み用紙が用意してありますから、そこで申込みください。申込順に定員になり次第締めきります。なお電話による申込みはご遠慮ください。

※くわしいことは、川越商業高等学校(旭町2-3-7, ☎43-0800)か、または市教委社会教育課(☎24-8811, 内線311-2)あてにお問合せください。

話し方月例勉強会

期日…5月15日(水)、午後6時30分～8時30分。  
 経費…聴講料100円。  
 ※参加希望の方はあらかじめ電話で南公民館へご連絡ください。

高齢者教室

期間…5月16日(木)から来年3月20日(木)までの、毎月第1、3木曜日。午後1時30分～3時30分。  
 対象…市内在住、在勤の60歳以上の方。定員は150人。  
 受講料…無料。ただし運営雑費に500円。  
 申込…5月15日(水)までに経費を添えて南公民館へ。

川越商業高校開放講座

テーマ…「やさしい商店経営」  
 期間…(前期)…6月1日(土)から7月6日(土)までの毎週土曜日、6回。午後2時～5時。  
 (後期)…9月7日(土)から9月28日(土)までの毎週土曜日、4回。午後2時～5時。  
 ○前・後期合わせて10回。

会場…川越商業高等学校。  
 内容…NHKテレビ「商店経営」を利用して経営の仕方を研究し、実際に応用できることをねらいに、次のような講座があります。  
 ○新採用の方の教育 ○小売店とサービス ○各種印刷機の上手な利用法と実習(手作りのチラシ・メニュー等) ○商品政策(小売店の大型店対策) ○加算機カナタイプの上手な利用法と実習(打ち方修理と保守等) ○変化する商店街 ○地元商店街の話題 ○青色申告のやさしい帳簿のつけ方 ○仕入れと商品計画 ○客の苦情の生かし方  
 対象…県内の一般成人の方、どなたでも自由。定員は50人。  
 経費…受講料無料。ただし教材費として300円。  
 申込…5月13日(月)から5月18日(土)まで、午前9時～午後4時30分(ただし土

地区公民館の行事

募集関係	名称	館名	☎	期間	対象	定員
	料理教室	霞ヶ関	31-1009	5月30日～8月	一般婦人	20人
	ギター教室	霞ヶ関	31-1009	5月30日から	一般	20
	民謡教室	高階	42-6064	5月15日から毎週水曜日	"	50
	明治青年学級	霞ヶ関北	31-4455	5月22日～3月	60歳以上男女	100

※経費や縮切り日などくわしいことは、それぞれの公民館へお尋ねください。

婦人会館の相談日

困りごと相談	毎週火曜日、午前10時～午後4時 身上、生活、教育、その他
内職相談	毎週水曜日、午前10時～午後4時 内職の相談・あっせんなど
育児相談	毎月第1火曜日、午後1時30分～3時30分 生後6ヵ月までの赤ちゃん、先着30人

婦人会館=脇田新町10-2 (☎42-6346)

申込…5月17日(金)、午前9時から南公民館で受付けます。経費を添えて申込みください。定員になり次第締めきります。  
 ▷指導には、市庭球連盟役員等があたり、初歩から指導いたします。  
 ※軟式テニスです。ラケット・シューズはなるべく各自ご用意ください。(なおご希望の方には、受け付け当日購入斡旋いたします)  
 ※詳細や不明な点は、南公民館(脇田本町1-2, 川越駅西口前, ☎43-0038)へお問い合わせください。

とき…5月25日(土)、午前9時、市民会館前出発。小雨決行、昼食持参。  
 コース…鉢形城跡→金鑽神社→塙会館→松高記念館。市マイクロバスを利用。

第22回



文化財めぐり

定員…50人(初参加の方を優先します)  
 申込…5月20日から21日までに、市教委社会教育課(☎24-8811, 内線311-2)へ。  
 ※費用は無料ですが、拝観料(200円前後)は負担していただきます。  
 ※今回は6月28日の予定。

おしらせ

暖かな春にスポーツ教室

春の市民ハイキング

期日…5月19日(日)。  
 雨天の場合は5月26日(日)。  
 集合場所…南公民館(川越駅西口前)。

参加費…大人300円(交通費、その他雑費) 小人150円(小学生のみ)。  
 コース…川越一坂戸一武州唐沢一医王寺一大高取山一無名戦士墓一五大尊一越生一坂戸一川越

申込…5月17日(金)までに参加費を添えて、中央公民館(三久保町18-3, ☎22-1394)または南公民館(脇田本町1-2, ☎43-0038)へお申込みください。

※取消しの場合は必ず申込まれた公民館へ、早目にご連絡ください。  
 ※昼食、雨具等は各自ご持参ください。  
 ※くわしいことは、中央公民館または南公民館へお尋ねを。

弓道教室

期間…5月15日(水)から6月19日(水)ま

での、毎週日曜日、水曜日、計10回。ただし6月9日(日)は除く。

場所…川越市菅弓道場(初雁公園内)。  
 内容…弓道の歴史、実技指導、競射等。  
 対象…市内在住、在勤、在学の方。年齢、性別不問。  
 経費…無料。

申込…葉書に住所、氏名、年齢、職業をお書きになって、南大塚1091-7、鈴木哲郎あて、または市内元町1-3-1市教育委員会保健体育課あてに申込みください。

ママさんテニス

美容と健康の増進に



期間…5月21日(火)から7月23日(火)までの毎週火曜日。午前9時30分～正午。  
 場所…川越商業高校テニスコート(川越駅西口前)。  
 対象…市内在住、在勤の婦人で、初心者の方。定員は40人。  
 経費…受講料無料。ただし運営雑費として3ヵ月で1,000円。

市民相談

市政相談	日曜・祝日を除く毎日	8:30-5:00
一般相談	"	10:00-4:00
交通事故相談	"	"
法律相談	毎月第1～第4木曜日	10:00-4:00
建築相談	毎週月・水曜日	
内職相談	毎週火・金曜日	
パート相談	毎月第2・第4火曜日	
結婚相談	毎週水曜日	
行政相談	毎月第2木曜日・第4土曜日	

市民サービス課(☎24-8811, 内線861-7)

\*土曜日は正午までです

# 川越の歴史



37

古尾谷氏の館は現在の大字古尾上字堀之内にある古尾谷城跡だといわれております。後に善仲寺が新宿から移されましたので、古尾谷氏館とか堀之内というより善仲寺といった方がわかりやすいかもしれません。この館も他の中世館と同じように古尾谷氏が構築したという確実な記録は発見されていないのですが、おそらく古尾谷氏が鎌倉時代に構築したものではないかと思われまます。

規模は天明六年(一七八六)の絵図によると、堅一五三間、横二〇七間すなわち南北約二七五、東西約三七四、という広大なものです。周囲を幅四間(約七)の堀をめぐらし、その内側に土手を築き、土手の内側の山門から本堂へかけてさらに二間から三間の堀がありその内側はとどころに土手が築かれております。とくに内側で北側の堀は川幅が広く湧水を利用した池のような形になっております。堀の深さは書いてないのでわかりませんが、明治初年の記録では、ふな、どじょう、うなぎ、なまずが息息しているところありますから、かなり

## 立地条件を考え 堅い守り

### —古尾谷氏館—

思われまます。土手の高さもわかりませんが、石の壁が残っているとありますから三・四尺はあったと思われる。なお、「矢倉跡」と書かれた場所が東、西、北の三方所(東と西は内堀内に北は外堀と内堀の間)あり、望楼が三方所ありました。以上によりこの館は広大でしかも二重の堀や土手をめぐらし、三方所の望楼をもった非常に堅固な館であったことがわかります。現在内堀と土手は遺つてなく、外側の堀だけですが幅四尺弱と狭くなつています。しかし善仲寺へ行くには旧荒川廢堤から東洋樹脂の裏を一周するようにぐるるとまわり、さらに右へ二回折れてやつと山門の入口までたどりつくようになっていないように巧妙に作られております。ちょうど本市の旧市街地が突き当りやクランク形になっていて道路が多いのと同じで、敵の目をくらませたり、兵力を分散させたりしてあるのと同じです。なお善仲寺の梅沢正寿住職によれば、この地はどんな大水がきても水没したことがなく、したがって水害にあつたと近所の者が馬や牛を引いたり家財道具をもつて寺へ避難してきたそうです。非常に考えて立地されていることがわかります。

(市史編さん室)

## 季節の話題

お茶屋さんの店先に「新茶あります」というハリ紙が出されると、「あ、夏が」といよいよ近づいたという感じがします。歳時記を見ますと夏というのは立夏(五月六日)から立秋(八月八日)の前日までですが、感覚的には六月から九月ごろまででしょうか。

五月は、吹く風もさわやかで、野も山も緑一色に染まり、まぶしいほどの日の光は、陽気の不安定だった四月とちがって、やっぱり初夏を思わせる季節となりました。

この季節になると、子どもたちは早くも水遊びをはじめます。まとめて捨てようと思つていた空ビンやポリ容器を持つてきて、折り紙で色水のジュースやブドウ酒をこしらえます。子どもは、そで口がびしょびしょになって、指先の

色が染つてしまふまでやめません。つめたいと気がついてから「ここ、まくつて」と、お母さんのところへやってきます。お母さんは「もう、水いたずら」と思つてしょうが、いたずらではありませぬ。色紙から出る一つ一つの色の美しさと、色と色とを組合わせて出る色の変化のふしぎさは子どもたちにとっては、色彩の世界が開ける思いです。「ぼく、ブドウ酒のつくりかた、わかったよ」「かんだんだよ、赤と青をまぜればいいんだ」というような子ども話を、お母さんはゆつくり聞いてあげてください。



(社会福祉協議会 議会扱い)

- ▼福祉事業へ
  - ▼六千六百十
  - ▼六千六百十
  - ▼六千六百十
  - ▼六千六百十
  - ▼六千六百十
- ▼老人福祉事業へ
  - ▼一千二百四〇山田二五三、島崎惣一さん。
- ▼交通遺児福祉事業へ
  - ▼二千七百三十三山田山田女子高
  - ▼二年一組一同、▼一万一千五百
  - ▼山田山田女子高
  - ▼山田山田女子高
  - ▼山田山田女子高
- ▼古谷本郷上九一九一四、星野薫さん、▼五千五百〇新富町一七〇一、綱川準之助さん。
- (善意銀行扱い)
- ▼福祉事業へ
  - ▼五千五百〇立正佼正会川越教会、▼六千五百八十六山田山田女子高
  - ▼二年一組一同(代表、吉沢静子さん)、▼一千五百〇山田山田女子高
  - ▼山田山田女子高
  - ▼山田山田女子高
  - ▼山田山田女子高

## 図書館 だより

### ブックモービルの巡回日

五月二十一日(火) 高階：午前十時三十分  
五月二十二日(水) 南古谷：午前十時三十分  
六月二十五日(火) 藤間：午後一時  
福原：午後二時三十分

として保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思ひます。

## 短歌 だより

### 城堡短歌会

「城堡」創刊号より

渋谷富美雄  
綿雲と言へども冬の空をゆく側々としてとどまりがたし  
和田 敏子

大正もすでにまぼろし地におとす蜻蛉の羽根の定まりしかたち  
久保田栄子

名も知らぬ人の会釈をうけてより心ぬくもり風の街ゆく  
田中 操

ようやくに眠る幼児の手を取りて薄く小さき爪切りでやる  
北村 久子

泥沼の如きくらしにあえぎつつユダヤの民はメシヤを待ちし  
今井喜久代

夏よりの肘の痛みのまさり来て空は木立を画して澄めり  
山川美千代

生活のかてにせんとていくとせかミシンをふみこし吾のいとおし  
三芳 キン

母子三人世の片すみに生き居りてしずかに新年の雑煮を祝う  
高野 長久

朝早く雪踏みて来しつり場には人いすでにびく濡らしおり  
横田 のぶ

若者の掃きつつ除々に下りてくる石段は寺領の森を貫く  
西山 芳子

撤くパンに群れる鳥の羽の音重なりあいて身に伝いくる

学校二年E組一同、▼三万七千二百六十六山田山田公民館利用者一同(代表 榎田三恵子さん)、▼二万二千〇神明町七二一、矢沢麻佐子さん、▼二万〇〇〇笠幡五〇二四一八六、両甲斐貞子さん、▼一万四千三百四十四山田山田公民館まつり軽食コーナー担当一同(代表、田島ヨネさん・浅見久江さん)、▼五万五〇〇三光町三五一一三、近藤和昭さん、▼二万三千三十九山田山田旭町二二一五、中華料理太陽さん、▼七千四百二十三山田山田旭町二二一五、中島キンさん、▼八万四千十山田山田旭町二二一五、島崎惣一さん。